

千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令等に準拠し設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (5) 窓の断熱改修

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次のとおりとする。

(1) 設備の設置の工事開始日及び完了日（建売住宅の購入による設備の導入の場合は、当該住宅の引渡し日）が第6条の規定により補助金の交付を申請する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の4月1日から2月15日までの間に存すること。

(2) 太陽光発電システムを設置する住宅は次の要件を満たすこと。

ア 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

イ 市への交付申請の日までに次の各号のいずれかの設備が設置されていること。

(ア) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

(イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表1に定める要件に該当するもの

ウ 次の各号のいずれかに該当すること。

(ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅

(イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。

(4) 窓の断熱改修をする住宅は、窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了し、次の各号のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅

イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(5) 住宅用太陽光発電システム及び窓の断熱改修を除く省エネルギー設備等を設置する住宅は次の各号のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅

イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅

エ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、規則第4条の2に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者を除く。

(1) 市内に住所を有すること

(2) 市に納付すべき税（延滞金含む。）を滞納していないこと。

(3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。

(4) 補助対象設備を設置する住宅が第3条(2)ウ(イ)又は(4)イ若しくは(5)イに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者

(5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていない者

(6) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結した者

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表2に示すものとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は省略可）

(2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し（工事開始日及び完了日又は建売住宅の引渡し日、補助対象設備の型式等が不明である場合はそれらを明らかにする書類を添付すること。）

(3) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し（当該導入費用の内訳が不明である場合は内訳を明らかにする書類を添付すること。）

(4) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

(5) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類

ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類の写し

イ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（2）アに該当することを証明する書類の写し

ウ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（2）イに該当することを証明する書類の写し

エ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

オ 対象設備の配置図

(6) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、以下の書類

ア 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項（4）に該当することを証明する書類の写し

イ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

ウ 平面図

エ 立面図

(7) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- (8) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (9) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(2)に該当することを証明する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請取下書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(交付等の決定)

第8条 市長は、第6条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)又は千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日(これらの日が千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときはその直後の休日でない日)までに、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

- 第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、別表4に定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、千葉県住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書(様式第6号)により市長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金財産処分承認通知書(様式第7号)又は千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金財産処分不承認通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、第11条第2項の規定による財産処分不承認通知を受けた場合又は第11条第3項の規定により収入を納付する場合において、補助対象設備の処分日の翌日から別表4に定める年数の満了日までの月数(1か月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を返還しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除す

ることができる。

(手続の代行)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、手続代行届(様式第11号)を市長に提出することにより、第6条、第7条、第9条及び第11条第1項ただし書に定める書類の提出に係る手続を、設備を販売する者、設備の設置工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。

2 前項の規定により手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)が手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めるときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに不正の内容等を公表するとともに、当分の間手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

(協力の要請)

第15条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(事務の委託)

第16条 市は、この要綱に定める書類の受付等の事務の一部を委託することができる。

(設備工事における環境配慮)

第17条 補助対象設備を設置する者は、設備の工事に当たり、周辺環境への影響について十分に配慮するものとする。

(その他)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

別表1 (第2条) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>

設備の種類	設備の要件
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。</p> <p>(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、居室を区切る仕切りとして認められない。)</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p> <p>対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。</p>

別表2 (第5条) 補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
窓の断熱改修	<p>設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>

別表3 (第5条) 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
太陽光発電システム	単価2万円/kW (上限9万円)
太陽熱利用システム	5万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	10万円
窓の断熱改修	補助対象経費 × 1/4 (上限8万円)

※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表4 (第11条) 処分の制限

設備の種類	耐用年数	備考
太陽光発電システム	17年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 電気業用設備-その他の設備-主として金属製のもの
太陽熱利用システム	15年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物附属設備-給排水・衛生設備、ガス設備
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 器具及び備品-家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)-電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物附属設備-電気設備-蓄電池電源設備
窓の断熱改修	10年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 建物附属設備-前期のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの-その他のもの